

平成26年4月から

健康保険制度等が変わります

70～74歳の医療費窓口負担が引き上げられます

昭和19年4月2日以降生まれの方が対象

平成26年4月2日以降新たに70歳になる方（昭和19年4月2日以降生まれの方）から、段階的に2割負担とすることになりました。**すでに70歳になっている方は、これまで通り1割負担です。**

※平成20年4月から1割から2割に引き上げられることとされていましたが、高齢者への配慮から、これまで特例として凍結されていました。

自己負担割合

小学校入学前		2割
小学校入学後70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	一般(昭和19年4月1日以前生まれの方)	1割
	一般(昭和19年4月2日以降生まれの方)	2割
	現役並み所得者*	3割

*標準報酬が28万円以上の方(夫婦2人以上の世帯は年収520万円未満、単身世帯は年収383万円未満の方で健康保険組合に申請した場合は除く)

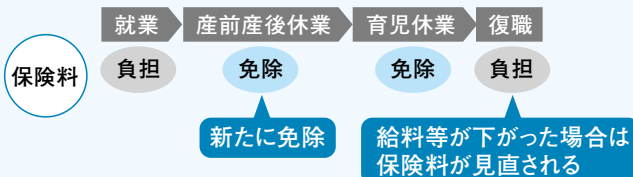


産前産後休業中の保険料が免除されます

産前産後休業中の保険料免除

平成26年4月30日以降に
産前産後休業が終了となる方が対象

産前42日(多胎妊娠98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由に労務に従事しなかった期間の保険料が免除されます。



産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

平成26年4月1日以降に
産前産後休業が終了となる方が対象

復職後に給料等が下がった場合は、復職後3カ月間の給料等をもとに、新しい標準報酬月額が決定し、その翌月から保険料が下がります。

※産前産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は、対象となりません。育児休業終了後に給料等が下がった場合は、育児休業等終了時改定が行われます。



初診料・再診料が引き上げられます

消費税増税に伴い、医療機関で支払う初診料・再診料が引き上げられます。また、調剤基本料等も引き上げられます。

医科	
初診料	2,700円 → +120円 → 2,820円 (窓口負担が3割の場合846円)
再診料	690円 → +30円 → 720円 (窓口負担が3割の場合216円)

歯科	
初診料	2,180円 → +160円 → 2,340円 (窓口負担が3割の場合702円)
再診料	420円 → +30円 → 450円 (窓口負担が3割の場合135円)

平成26年度 任意継続被保険者の保険料のお知らせ

任意継続被保険者の平成26年度標準報酬月額の上限は470,000円です。470,000円の場合の月額保険料は下記のとおりです。

	標準報酬月額	健康保険料	介護保険料	月額保険料
平成26年4月分保険料より	470,000円	37,130円	4,700円	41,830円

*任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が前年度9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額470,000円のいずれか低い額となっています。

退職時の標準報酬月額が470,000円未満



退職時の標準報酬月額となります

退職時の標準報酬月額が470,000円以上



標準報酬月額は470,000円となります